

2021年4月26日

大妻中学高等学校 生徒 保護者各位

大妻中学高等学校

校長 成島 由美

臨時休校措置に関するお知らせ

惜春の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

既に報道されておりますように、政府は、東京・大阪・京都・兵庫の4都府県に緊急事態宣言を発出致しました。この宣言では、現在のところ地域に対して一斉休校の要請はしないという方針です。しかしながら、本校は生徒のほとんどが公共交通機関を利用して登校しており、都県境をまたぐ生徒も数多くおりますことから、生徒の学習を保障し安全に継続させるため、臨時休校措置を取り、オンライン授業を実施することと致しましたのでお知らせ致します。

緊急事態宣言の発令期間は4月25日から5月11日までとなっておりますが、対面授業のまとめや今後の連絡、健康診断、荷物持ち帰りなどのため、本校では4月29日(木)から臨時休校を開始、5月15日(土)までの期間を休校とし、5月17日(月)から対面授業を再開することと致します。なお、感染拡大の状況により、休校期間を短縮あるいは延長する可能性がございますことをご承知おきください。その際には改めてご連絡させていただきます。この期間、ご家庭におかれましても、お嬢様の毎日の健康観察を続けて頂くとともに、不要不急の外出を避け、感染予防対策を徹底して頂きますようお願い申し上げます。

以 上